仕 様 書

1. 件名

琉球大学職員健康診断、学生特殊健康診断及び大学病院職員抗体検査委託業務

2. 契約期間

令和6年6月1日 ~ 令和8年5月31日

3. 日程案等

- ①出張健康診断
 - 一般健康診断及び特殊健康診断

【令和6年】

6月期 上原事業場: 6月の連続する6営業日

千原事業場: 6月の連続する5営業日

12月期 上原事業場:12月の連続する5営業日

千 原 事 業 場:12月の連続する2営業日

【令和7年】

6月期 西天間事業場: 6月の連続する6営業日

千原事業場: 6月の連続する5営業日

12月期 西天間事業場:12月の連続する5営業日

千原事業場:12月の連続する2営業日

※上記日程案をもとに、各開催時期の状況に応じて調整することがある。

②委託健診機関における健康診断

随時(委託健診機関の営業日・営業時間内)

(※対象:雇入れ時健康診断、海外派遣職員健康診断及び①による出張健康診断未 受診者)

4. 検査項目及び受診予定件数

別紙検査項目表のとおり

このうち法定外検査項目は、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程(千原事業場) 第 14 条第 2 項、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程(上原事業場)第 14 条第 2 項、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程(西表事業場)第 14 条第 2 項、並びに 国立大学法人琉球大学における職員の健康情報等の取扱規程第 5 条第 2 項第 2 号に基 づき、事業者が労働者に当該法定外検査を実施し、その結果を受領するにあたって は、事前に受検者たる労働者から同意を取得することを要するため、健康診断実施前 に配布する問診票等に当該法定外検査実施及び当該検査結果を大学に提供することに 対する同意書を含めることで対応する。

受診予定件数は、令和4年と令和5年(2年分の)実績である。

※ただし、予定件数はあくまでも見込数であり、本契約で保証する件数ではない。件数に増減が生じた場合、その件数を契約件数とする。

5. 実施方法及び日程

「令和6年度及び令和7年度琉球大学職員健康診断実施要項」、「令和6年度及び令和7年度及び琉球大学学生特殊健康診断等実施要項」及び「令和6年度及び令和7年度琉球大学病院職員抗体検査実施要項」のとおり

6. 費用請求

健診機関は、各健康診断終了後30日以内(ただし、3月受診分については4月14日まで)に請求書及び関連書類(請求明細書等)を作成し提出すること。

7. 守秘義務

健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。これは、契約期間終了後も厳守すること。

8. 損害賠償

実施機関は、故意又は過失により本学又は職員及び学生に損害を与えたときは、その 賠償の責に任ずるものとする。

9. 実施場所の設営及び撤去

実施機関は、実施場所の設営及び撤去を行い本学担当職員の確認を行うこととする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項並びに業務の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度本 学担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。

11. 結果報告及び請求書送付先

①職員健康診断

結果報告 千原:総務部職員課職員係(保健管理センター内) 098-895-8669

上原:上原キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-895-1073

請求書送付 総務部職員課職員係 098-895-8027

②学生特殊健康診断等

結果報告 保健管理センター 098-895-8144請求書送付 学生部学生支援課学生係 098-895-8127

③大学病院職員抗体検査

結果及び請求書 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-895-1012

令和6年度及び令和7年度琉球大学職員健康診断実施要項

職員健康診断については、「労働安全衛生法」及び「学校保健安全法」に基づき以下のとおり 実施する。(労働安全衛生法第66条、学校保健安全法第15条)

1. 健康診断の種類及び対象者

1)一般健康診断

- ①雇入時の健康診断(労働安全衛生規則第43条)・・・雇入時に直ちに実施する。 **別紙1**a. 医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。b. 常時有害な業務に従事する者は特殊健康診断を同時受診。
- ②定期健康診断 (労働安全衛生規則第 44 条・学校保健安全法施行規則第 13 条)・・・ 1 年以内ごとに 1 回
- a. 附属学校職員については、労働安全衛生規則に規定される検査項目に加え、学校保健安全法施行規則に規定される検査項目である「胃の疾病及び異常の有無」を追加(ただし省略可)。
- b. 雇入時の健康診断、海外派遣労働者の健康診断及び特定業務従事者の健康診断のうちいずれかを受診した 者は、受診日か1年間に限り相当する項目について省略可。
- c. 病院職員に関しては、HBs 抗体価 [CLEIA (化学発光酵素免疫測定) 法又は CLIA (化学発光免疫測定) 法])を追加する場合がある。
- ③特定業務従事者の健康診断(労働安全衛生規則第45条)・・・特定業務(労働安全規則第13条第1項第2号に揚げる業務)への配置換えの際、6月以内ごとに1回
- a. 労働安全規則第13条第1項第2号に揚げる業務に従事する者。

別紙2

- ④海外派遣労働者の健康診断…(労働安全衛生規則第45条の2)
- a. 対象者・・・業務命令により本邦以外の業務(業務形態として転勤、在籍出向、出張等)に6月以上従事する者。
- b. 派遣前及び帰国後速やかに実施。
- c. 派遣前に、①、②、③又は特殊健康診断のいずれかを受診した者は、受診日から6月間に限り相当する 項目について省略可。
- **⑥給食従業員の検便検査**(労働安全衛生規則第47条)・・・雇入れ又は当該業務への配置 替の際に実施。(委託業務)
- a. 附属学校給食室調理関係職員(検査の頻度:毎月2回)
- b. 琉球大学病院栄養管理室調理関係職員(検査の頻度:毎月1回)
- 2) 特殊健康診断…常時有害な業務に従事する者に対し、原則として雇入時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回、それぞれ特別の健康診断を実施する。(2次健診含む)

別紙 3

a. 歯科医師による健康診断については本契約に含めず、学外指定歯科医院と別途契約し、職員健康診断と は別日で実施する。

4) 労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断

- ①対象者・・・定期健康診断受診者のうち、下記の a.~d.に掲げる検査項目について有所見が3項目または4項目の者。
 - a.血圧検査
 - b.血中脂質検査
 - c.血糖検査
 - d.腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定
- ②二次健康診断の案内及び申込方法等については、健康診断終了後に、対象職員に 別途案内する。

2. 実施方法及び日程について

別紙5

本学と健診機関との委託契約(※一部を除く。)により以下のとおり実施する。

1) 出張健康診断等

本学において一年度内に2回実施する。

令和6年度

6月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断 (1回目) 特殊健康診断 (1回目)

12月 特定業務従事者の健康診断 (2回目)

特殊健康診断 (2回目) 未受診者の健康診断

令和7年度

6月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断(1回目) 特殊健康診断(1回目)

12月 特定業務従事者の健康診断 (2回目)

特殊健康診断 (2回目) 未受診者の健康診断

2) 随時実施の健康診断

受診対象職員が委託健診機関において受診するもの。日程は個別調整とする。

- ①雇入時の健康診断
- ②海外派遣労働者の健康診断
- ③出張健康診断実施時に不在(休職・出張・休暇等)であった職員の健康診断 (未受診者健診)※復職又は帰任前後速やかに受診する。

3) 事前準備

- ①事前に大学と健診機関とで打合せを行うこと。
- ②医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項で義務付けられている「診療所開設許可申請書」を大学と連携して作成し管轄する保健所へ提出すること。
- ③大学は、問診票の作成などに必要な受診者情報(所属、氏名、性別、生年月日、検査項目、保険者番号、被保険者証等記号・番号ほか)を原則健康診断30日前までに健診機関へ提供すること。
- ④健診機関は、①を受け、問診票を作成し、原則7日前までに事業場別に大学の指定した場所に納入すること。
- ⑤問診票と採尿セットは封入し、表から所属・氏名が確認できること。具体的な内容 については大学側担当者と別途調整すること。

4) 健診当日

- ①健診機関は実施会場の設営及び撤収を行い、本学担当者の確認を受けること。
- ②健診機関は受付業務(所属・氏名等、健診内容の確認、尿容器の回収、進路誘導) を行うこと。
- ③採血の際は手袋を着用すること。
- ④履行期間内及び定められた受診時間に実施するため、必要な検診車及び検査機器等を配備し、併せて医師・技師・看護師他必要な人員を派遣すること。

5) 健康診断結果報告書等結果提出先

- ①千原事業場 総務部職員課職員係(保健管理センター内)
- ②上原事業場 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係

6)提出書類

- ①個人宛健診結果報告書(親展)・・・一般健康診断及びに*特殊健康診断(高気圧・電離 放射線・有機溶剤・特定化学物質)の結果報告書
- ②法令書式健康診断結果個人票(例:電離放射線健康診断個人票)
- ③健診結果報告書(職域健診集計表)
 - a.一般健康診断
 - b·*特殊健康診断
- ④健康診断結果受診者一覧名簿(受診項目含)
 - a.一般健康診断
 - b·*特殊健康診断
- ⑤労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断給付対象者の検査結果 a.結果一覧表他
 - b·個人通知及び受診案内(親展)
- ⑥労働基準監督署への報告様式に対応する集計結果
 - 年に2回、4月~9月分を10月末日、10~2月分を3月末日にそれぞれ報告。 a.職員健康診断結果報告(定期健康診断・特定業務従事者健康診断・随時の健康診断
 - a.職員健康診断結果報告(定期健康診断・特定業務従事者健康診断・随時の健康診断を 含む。)
 - b.特殊健康診断結果報告

7) 結果報告書の書面及び電子データの提供について

- ①書面での提出(特殊健診のみ)
- ②電子データ (Excel、XML 及び PDF) での提出

- 8) 要精査の通知(紹介状等) について・・・別封とすること。
- 9)健康診断結果報告書の届日について
 - 2) ①は、事業場毎の職員健康診断終了後30日以内に各事業場提出先へ届けること。
- 10) 胸部エックス線検査他、要再検査及び要精密検査の緊急値報告について
 - ①検査結果において、至急報告の必要ありと判断された場合は、その内容を各事業場 担当者へ速やかに通知すること。
 - ②胸部レントゲン撮影結果、至急報告の必要ありと判断された場合は、レントゲン画像の提出その他事後対応に協力すること。 なお、感染症予防法に規定される感染症など、感染力や重篤性の高い疾病への罹患が疑われる場合は、これに準じて取り扱うこと。

3. 費用請求について

健診機関は、職員健康診断終了後30日以内に(ただし、3月分は4月14日まで)次の①~④を琉球大学総務部職員課職員係宛てに提出すること。

- ①見積書
- ②業務完了報告書
- ③請求書(請求明細添付)
- ④ 6)提出書類③④

4. その他

- 1)事故等の緊急の事態を想定して、緊急連絡網を明確にしておくこと。
- 2) 健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。このことは、契約期間満了後も厳守すること。
- 3) この事項に定めることの他、健康診断の実施に関して必要な事項は、本学及び委託健診機関が協議の上、定めるものとする。

雇入時健康診断及び定期健康診断対象者

| 健康診断名 | 受診対象者 |
|---------|---|
| 雇入時健康診断 | 1.対象者:新規に雇用される者 1)常勤職員 2)非常勤職員:週20時間以上勤務の文科省共済保険加入者で1年以上雇用見込みの者 *前職場などで健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。 2.有害業務に常時従事する者(※特殊健康診断対象者) |
| 定期健康診断 | 1. 常勤職員 2. 非常勤職員:週20時間以上勤務の文科省共済保険加入者で 1年以上雇用見込みの者 ただし、以下に該当する者を除く *雇入時健康診断受診者 *人間ドック受診にて職員健康診断を代替する者 |

※人間ドックを受診した方は、定期健康診断の代替とするので、人間ドック受診結果受領後 1ヵ月以内にその写しを職員係(保健管理センター内)へ提出する。

※指定健診機関以外で受診される方は、(安衛則第44条)同じ項目(安衛則第44条)が 記載された健診結果を職員係(保健管理センター内)へ提出する。(費用は自己負担)

※受診対象者とならない非常勤職員につては、住民健診等を受診するなどして自身の健康 管理に務めること。

別紙2

*「労働安全衛生規則第13条第1項第3号」に規定される下記業務従事者 特定業務従事者の健康診断(労働安全衛生規則第45条)対象者

特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置者えの際および6月以内ごとに1回、定期的に、定期後課診断と同じ項目の健康診断を行わなければかりません。 胸部エッグス線検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足りることとされています。年2回のうち1回は貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査または心電図検査については、医師が必要ないと判断したときに限り省 略することができます。

| | 対象レたス数数 | ************************************* | 連 |
|----|---|--|---|
| 7 | 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な | 站 | |
| П | 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 | ・研究基盤統括センター極低温施設職員の一部 | 低温物質の取扱い業務 著しく寒冷な場所・乾球温度零下10度以下の場所 |
| ΄. | ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 | ・放射性同位元素等取扱施設においての業務従事者 ・放射線診療業務従事者(ガラスペッチ登録者) ・放射線業務従事者 | その他の有害放射線とは紫外線、可視光線、赤外線等でかって強烈はもの及びラジウム以外の 放射能物質例えば、ウラニウム、トンけん毒よりの放射線をいっ。 ここにいう業務とは、ラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療、検査の業務、可視光線を 用いる映写室内の業務、動練土石容融炉内の監視の業務等である。 |
| 1 | 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 | ・医学部及び動物実験施設職員の一部 | 土石、嶽毛等のじんあい又は粉末老者しく飛散する場所とは、植物性(痛、糸、ぼろ、木炭等)動物性(毛、骨粉等)鉱物性(土石、金属等)の粉じんを、作業する場所の空気1立方センチメートル中に1829グラム以上含砂場所をいう。 |
| ¥ | 異常気圧下における業務 | ・自気圧室業務従事者 【潜水業務従事者】 ・西麦研究施設職員の一部 ・選成研究施設職員の一部 ・選手所職員の一部 | 高気圧下における業務: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| < | 判岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著し、振動を与える業務 | ・農学部千原及び与那フィールド職員の一部 ・施設運営部職員の一部 ・上原キャンバス事務部管理課職員の一部 | さく岩線、縦打機等 (チェーンソー含む) の使用によって、身体に着い、板動を与える業務・衝程70ミリメートル以下及び重量2キログラム以下の銀打機はこれを含まない。 ・上記以外のさく岩線、銀打機等を使用する業務 |
| | 直量物の取扱い等重激な業務 | | 30キログラム以上の重量物を労働時間の30パーセント以上取扱う業務及び20キログラム以上の 重量物を労働時間の50パーセント以上取扱う業務 |
| # | ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 | ・農学部千原及び与那フィールド職員の一部・病院職員の一部 | 騒音作業に常時従事する者 |
| = | 坑内における業務 | | |
| X | 深夜業を含む業務 | ・病院職員の一部 | 業務の常態として深夜業を通1回以上又は月4回以上(午後10時から翌日の午前5時までの間における作業)を必要とする業務 |
| 7 | 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、カ性アルカリ、石炭酸その他 これらに準する有害物を取扱う業務 いわめる酸糖診:歯科医師による健診 | | 研究や実験等で下記有害化学物質使用実績わり ・化学物質取り扱い状況調査要を提出 ・ホルマリン・エチレンオキンドガス取扱者は、特殊健康診断はないが、特定業務従事者として一 |
| F | 鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化 炭素、二酸化炭素、青酸、ペンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、紫 気又は、粉じんを発散する場所における業務 例:ホルマリン、エチレンオキシド等のガス | ・上子部戦員 ・農学部職員 ・研究基盤統括センター職員 ・医学部及び病院職員 | 般健康診断を6月ごとに受診する。 (歯科医師による健診は職員健康診断とは別日で実施する。) |
| D | 病原体によって汚染のおそれが若し、業務 | ・熱帯生物圏研究センター職員の一部 ・医学部及び病院職員の一部 | 病原体の取り扱いのある部局等 (琉球大学千原地区病原体等安全規則・琉球大学医学部病原 体安全管理規程) |
| R | その他厚生労働大臣が定める業務 | | 本項目に基づく告示は示されていない |

別紙3

特殊健康診断等 ①②⑤の対象職員は「化学物質取扱状況調査」に基づき「特殊健康診断等調査票」に回答すること。 ※「特定の有害業務従事者に対する健康診断」・・・雇入時、当該業務への配置換え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施する。

| 鯆 | 尿の媒乳時期 連続した作業日の5ちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、キ シレン等は直続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し 支えない) | 別表2 第1次检查 別表3 第2次检查 取り扱う特定化学物質の種類により検查項目が異なる。 ホルマリン・エチレンオキンド取扱い者については、特定化学物質等障害予防規則に基 ろく特殊健康診断を行う必要すな、労労衛法に基づく特定業務従事者健康診断を、配置後え時及びその後6月以内ごとに1回実施する。 | 第二次検査(第一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施) ①作業条件調査 ①所換気機能検査 ③心電図検査 ①問節部のX線直接撮影による検査 | 機能動取目について、以下の者だ血液検査の省格は不可。 ・本学の放射性同位元素等取扱施設においての業務発毒者(現球大学放射線障害予妨 規則 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
|----------------|--|---|---|--|
| 検査項目等 | 必須項目 (有機溶剤中毒子助規則第29条第2項、3項) 1. 業務階劃在 2. 既保能 3. 自營症状及び他資症状 4. 作業条件の簡易な調查 6. 有機溶剤の代割物の量の酸查 6. 有機溶剤の代割物の量の酸合 6. 有機溶剤の代割物の量の酸合 6. 有機溶剤の代割物の量の酸合 6. 再機能能 ② 肝機能格 ⑤ 肝中の有機溶剤の代割物の量の酸合 ⑥ 肝機能检查 ② 肝機能检查 ③ 質血核症(血素量、赤血球数) ④ 限症检查 1. 作業条件の調查 2. 结晶体验 2. 结晶体验 3. 肝機能検查 4. 尿中蛋白的有無較產老條、下降機能檢查 3. 肝機能檢查 4. 尿中蛋白的有無較產老條、下降機能檢查 5. 神経的科学的檢查 5. 神経的科学的檢查 5. 神経的科学的檢查 5. 神経的科学的檢查 | 美務経歴調査 BC柱際の方無調査 自覚・他覚症状の有無調査 *特定化学物質の種類により行う項目 | 第一次検査 1. 限在陸及び高気圧業務歴 2. 自覚在陸及び高気圧業務歴 3. 四股の運動機能 4. 鼓膜及び膨力 5. 血圧の測定, 尿糖及び尿蛋白 6. 肺活量検査 | 被ばく歴の有無調査及びその評価 自由珠数及び血色素量又はヘマトグリット値検査 自由限額に関する服の検査 皮膚の検査 反降の検査 医師が必要でないと認めるときは、2.~5に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。 |
| 対象職員 | 有機溶剤を取り扱う職員 (主に特定業務「フ」に該当する職員) | 特定化学物質を取り扱う職員 (主に特定業務「7」に該当する職員) | 特定業務「ホ」に該当する職員 | 特定業務「ハに該当する職員 |
| 各法令に基づく特殊健康診断等 | 有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条) | 特定化学物質條康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条) | 高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)) | 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条) |
| | | 健 熊 診 剤 | ● | ⊕ |

| | | 各法令に基づく特殊健康診断等 | 対象職員 | 検査項目等 | 備考 |
|-----------|----------|---|------------------|---|--|
| る健診歯科医師によ | <u> </u> | 齿科健康診断 (労働安全衛生規則第48条) | 特定業務「ル」に該当する職員 | 1.作業內容 2.取扱い物質・取扱量・取扱時間他調查 3.盾科健康診衡 | 学外指定歯科医院にて、職員健康診断とは別日で実施する。 |
| 騒音作業健康診断 | <u> </u> | 顯音作業健康診断 (基発 0 4 2 0 第 2 号令和5年4月2 0 日) | 騒音作業に常時従事する職員 | 1. 業務歴の調査 2. 既存歴の調査 3. 自党主状の心質可見の有無 4. オージオメーターによる気導維音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・8000Hz) *雇人時健康診断診及び離職時等にも実施する。 | 安衛法に基づく定期健康診断が6月以内に行われた場合は、これを本道達に基づく定期健康診断とみなして差し文えない。 また、第1管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB 未確の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく騒音作業健康診断を省略しても造し支えない。 |
| 振動業務健康診断 | © | 振動業務健康診断 (基連達昭和45年2月28日) | チェーンソー等を常時使用する職員 | 振動障害の移発健康診断の診断項目は、職権調査、自覚症状調査、開診、第一層人丸の防 動、触診、運動機能資産、加工等、株消的環機能管産の大力でしまっています。 なっています。(昭和50年10月20日付け労働者労働基準局長通産「振動工具の 取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」による。)(昭和15年2月 28日付け労働名労働基準局長通産「チェーンツー使用に伴う振動障害の予防に ついて」(昭和48年10月18日改正)による。) | 雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごと1回、定期に、特殊建康診断を行うこと。 |

有機溶剤等健康診断(種類・検査項目等)

有機溶剤中毒予防規則 別表 (第二十九条関係)

| | | | 検査 | | 本学でよく使用する | |
|---|---|-----|-----|----|-----------|------|
| | 有機溶剤の種類 | 代謝物 | 肝機能 | 貧血 | 眼底 | 有機溶剤 |
| | ー エチレングリコールモノエチルエーテル | | | | | |
| | ニ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | | | | | |
| 1 | 三 エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル | | | 0 | | |
| ' | 四 エチレングリコールモノメチルエーテル | | | | | |
| | 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物 | | | | | |
| | ー オルトージクロルベンゼン | | | | | |
| | ニ クレゾール | | | | | |
| 2 | 三 クロルベンゼン | | | | | |
| 2 | 四 一・二一ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン) | | 0 | | | |
| | 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五 パーセントを超えて含有する物 | | | | | |
| | ー キシレン | | | | | |
| 3 | 二 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物 | 0 | | | | 0 |
| | ー N•Nージメチルホルムアミド | | | | | |
| 4 | 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超 | 0 | 0 | | | 0 |
| , | えて含有する物 |) |) | | |) |
| | ー ー・ー・ ートリクロルエタン | | | | | |
| 5 | 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 | 0 | | | | |
| | ー トルエン | | | | | |
| 6 | 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超 | 0 | | | | 0 |
| | えて含有する物 | | | | | |
| | 一 二硫化炭素 | | | | | |
| 7 | 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物 | | | | 0 | |
| | ー ノルマルヘキサン | | | | | |
| | 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超 | | | | | |
| 8 | えて含有する物 | 0 | | | | 0 |
| | | | | | | |

参考 別表1の代謝物の検査内容

| | 21.24.14M 12.14 | | |
|---|-------------------------|------------------|-------------------|
| | 検査内容 | 対象物質 | 本学でよく使用する 有機溶剤 |
| 1 | 尿中代謝物検査(メチル馬尿酸) | キシレン | 0 |
| 2 | 尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド) | N, Nージメチルホルムアミド | 0 |
| 3 | 尿中代謝物検査(トリクロル酢酸又は総三塩化物) | 1, 1, 1ートリクロルエタン | |
| 4 | 尿中代謝物検査(馬尿酸) | トルエン | 0 |
| 5 | 尿中代謝物検査(2,5-ヘキサンジオン) | ノルマルヘキサン | 0 |

| | 業務 | 期間 | 項目 |
|---|--|----|---|
| 1 | ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 住業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他党症状又は自党症状の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他党症状又は自党症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 ちゅうない はない はない はない はない はない はない はない はない はない は |
| 2 | ビス(クロロメチル)エーテル (これをその重量の一パーセントを担えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ビス(クロロメチル)工ーデルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 世き、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 3 | ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - ビ業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - ボーターナフチルアネン及びその境による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿病等の他覚症状以は自覚症状の既往歴の有無の検査 回 頭痛、悪心、めまい、昏迷 呼吸器の刺激症状、顔の刺激症状、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 4 | ジクロルベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロルペンジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往胚の有無の検査 症状又は自覚症状の既往胚の有無の検査 四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 互 頑痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 5 | アルフアーナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 アルフアーナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦けん)怠惑、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、崩面 査(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 更 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦(けん)怠惑、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顕面査(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 6 | 塩素化ビフエニル(PCB)等を製造し、又は取り 扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 塩素化ピフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 毛嚢(のう)性瘡(ざそう)、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 |
| 7 | オルトートリジン及びその塩(これらの物をその 重量の一パーセントを超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 年業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) オルトーリジン及びその塩による服の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の現往歴の有無の検査 取役は歴の有無の検査 取の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 8 | ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - ジアニシジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、触尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の 既往歴の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |

| 14 / | 化字物真健康移断(果務內容"健康移 | D) 47 791 IR. | |
|------|---|---------------|---|
| | 業務 | 期間 | 項目 |
| 9 | ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務 | | ─ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| | | 1年 | 胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 10 | ベンゾトリクロリド (これをその重量の○・五パーセントを超えて含 有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は 取り扱う業務 | 6月 | ■業務の経歴の創査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ペンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、耐鼻腔(くう)炎、鼻ボリーブ等の他覚症状又は自覚症状の既住歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、耐鼻腔(くう)炎、鼻ボリーブ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 本 ゆうぜい、色素沈善等の皮膚所見の有無の検査 六 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 |
| 11 | アクリルアミド (これをその重量の一パーセントを捉えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 三 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既住歴の有無の検査 四 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 12 | アクリロニトリル (これをその量の一パーセントを超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、悪心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他 覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、悪心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状 の有無の検査 |
| 13 | アルキル水銀化合物 (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り 扱う業務 | | ■ 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜(し)眠、抑鬱感、不安感、歩行 失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 14 | インジウム化合物 (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他党施状又は自党症状の既往歴の有無の検 四 せき、たん、息切れ等の他党症状又は自党症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル化機強抗原KL-6の量の測定 七 胸部のエツクス線直接接影又は特殊なエツクス線接影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。) |
| 15 | エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | V.A | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) エチルベンゼンによる観の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査関係 関係 場腔(くう)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 服り痛み、発赤、せき、烟頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 原中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 16 | エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既住歴の有無の検査 四 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 17 | 塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「株業件内簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「体業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「塩化ビールによる全身修(けん)怠咳。易疲労感、失定の上腹部症状、黄疸だん)、黒色便、手指の査(そう) 白、疼(とう)痛又は知覚異常等の他党症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、耳鳴り、全身修(けん)怠咳、不定の上腹部症状、黄疸(だん)、黒色便、手指の疼(とう)痛又は知覚異常等の他党症状又は自覚症状の有無の検査 五 肝又は脾(いの) 脚大の有無の検査 |

| | 業 務 | 期間 | 項目 |
|----|--|----|---|
| 18 | 塩素(これをその重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又 は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既住歴の有無の検査 四 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 19 | オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他党症状又は自党症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、須尿、排尿痛等の他党症状又は自党症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 - 大 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 20 | オルトートルイジン(これをその重量の ー パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ニ オルトートルイジンによる超重、頭痛、めまい、衰労感、機(けん)食感、額面音(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)方(こう)進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感(機(けん)怠感、頻面音(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)方(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常能・単する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、機(けん)怠感、顔面音(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)方(こう)進、尿の着色 無の高人をう)白、チアノーゼ、心悸(き)方(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 尿中の溶血検査 大 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) コラ法による船即診り検査(尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 21 | オルトーフタロジニトリル(これをその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 三 作業条件の簡易な調査 三 てんかん様発作の既住歴の有無の検査 回 頭重、関痛、もの忘れ、不眠、倦(けん)怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼(そう)白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症 状の有無の検査 |
| 22 | カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 = 業務の経歴の調査 = 作業条件の簡易な調査 = 作業条件の簡易な調査 = 作業条件の簡易な調査 = 方よう人又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状呼の既往歴の有無の検査 ロ せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 23 | クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 京本都をしくは重クロム酸又はこられの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔(くう)の異常、皮膚症状等の他覚症状又は 自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 - 最粘膜の異常、鼻中原穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査 大 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 24 | クロロホルム(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 内ロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の概柱歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 - 血清グルタミツクオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査 |
| 25 | クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の ーパーセントを超えて含有する製剤その他の物 を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - クロリメナルメチルエーデルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他党症状又は自覚症状の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他党症状又は自覚症状の有無の検査 五 胸部のエツクス線直接機影による検査 |
| 26 | 五酸化パナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 集務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 主要性いゲナンムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼(そう)白、舌の縁着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は 自覚症状の有無の検査 五 諸活量の測定 六 血圧の測定 |
| 27 | コパルト又はその無機化合物(これらの物をその 重量の一パーセントを超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「小ルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、端(ぜい)場、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既住匿の有無の検査 四 せき、息苦しさ、息切れ、端(ぜい)鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |

| | 業務 | 期間 | 項目 |
|----|--|----|---|
| 28 | コールタール(これをその重量の五パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ─ 作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ロールタールによる胃臓(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 は ロールタールによる胃臓症状 呼吸解症状 吸吸療症状 及情性状等の既往歴の有無の検査 図 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 図 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 図 露出部分の皮膚炎、にきび枝変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガン双等の皮膚所見の有無の検査 六 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 29 | 酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 株業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 酸化プロピンによる観の痛み、せき、咽頭痛、臭病の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 30 | 三酸化ニアンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔(お) ひせ、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 せき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状では自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時であずる労働者に対して行う健康診断に対しるものに限る。) 五 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査(尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 31 | 次の物を製造し、又は取り扱う業務 ー シアン化カリウム ニ シアン化水素 ニ シアン化ナトリウム 四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の 五パーセントを超えて含有する製剤 五 第二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の調査 二 作業条件の調査 ニ キ業条件の調査 ミシアン化が利力ム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、 胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 32 | 四塩化炭素(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査 ─ 作業条件の簡易な調査 三 作業条件の簡易な調査 三 四塩化炭素による調重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 図 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 33 | ー・四ージオキサン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易を注請者 一・四ージオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミツクオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査 |
| 34 | ユージクロロエタン(これをその重量の-バーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - ー・ニージクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又 は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既住歴の有無の検査 - 取り重、頭重、頭痛、めまい、悪心・嘔(おう)吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査 - 女膚炎等の皮膚所見の有無の検査 - 太 血清グルタミツカオ・サロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルピツクトランスアミナーゼ(GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査 |
| 35 | ニ・ニ ージクロロー四・四 ージアミノジフェニ ルメタン(これをその重量の一パーセントを超え て含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) □ 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) □ 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) □ 三 = 「・ジクロロー四・四・「・ジアミノジフェエ・ルメタンによる上腹節の異常感、像(けん)怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査四、上腹部の異等感、倦(けん)怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査五尿中の潜血検査 五 尿中の潜血検査 大 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三・「・ジクロロー四・四・「・ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣(と)のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(中の三・三・ジクロロー四・四・一ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |

| | 業 務 | 期間 | 項目 |
|----|--|----|---|
| 36 | ー・ニージクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) = 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) = ・ ニージクロロプロバンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(う)刺旋症状、皮膚炎、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に下時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(くう)刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(だん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(限の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスベブチダーゼ(γーGTP)及びアルカリホスフアターゼの検査 |
| 37 | ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(たん)、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまし、易疲労感、修(けん)怠咳、悪心、嘔(おう)吐、黄疸(たん)、体重減少、上腹部痛等の性党症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清終とリルビン、血清グルダミツクオキサロアセデツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルダミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルダミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)及びアルカリホスフアターゼの検査 □ 業務に関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する。 □ 業務のは、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する場合は、これに関する。 □ 業務のは、これに関する場合は、これに関する。 □ 業務のは、これに関する。 □ 業務のは、1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| 38 | ジメチルーニ・ニージクロロビニルホスフェイト (これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ジメチルーニ・ニージクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、 悪心、下病等の他党症状又は自党症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、統健、洗液等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮瞳、流涙、等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 39 | ー・ーージメチルヒドラジンにれをその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | |
| 40 | 臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、配憶力低下、発語障害、腱(けん)反射亢(こう)進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 回 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱(けん)反射亢(こう)進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚所見の有無の検査 |
| 41 | 水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 水業又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状 の既往歴の有無の検査 匹 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血及び蛋(たん)白の有無の検査 |
| 42 | スチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な順査 二 作業条件の簡易な順査 二 作業条件の簡易な順査 こ スチレンによる頭重 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頭(けい)部等のリンパ節の腫大の有無等の心覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頭(けい)部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無的検査 五 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 大 白血球数及び白血球分回の検査 七 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(YーGTP)の検査 |
| 43 | ー・ー・ニ・ニーテトラクロロエタン(これをその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - ー・ー・ラーラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ロ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 エ 皮膚炎等の皮膚所見の有無のを含まった。 血清グルタミツクビルビツクトランスアミナーゼ(GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査 |

| | 業務 | 期間 | 項目 |
|----|---|----|--|
| 44 | テトラクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易だ調査 - 作業条件の簡易だ調査 - 作業条件の簡易だ調査 - デトラクロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、眼の刺激症状、上気 道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、 皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 ・ 皮膚炎等の上の腫が良いを無い検し、 ・ 血清グルタミツクオキサロアセチンクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルピツクトランスアミナーゼ(GPT)及 び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ - GTP)の検査 ハ 尿中の潜血検査 |
| 45 | トリクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - ドリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振頭(せん)、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頭(けい)部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 回 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘱(おう)吐、傾眠、振颤(せん)、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頭(せん)部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 エ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 と 皮膚炎等の皮膚がリクロル酢酸又は終ニ塩化物の量の測定 セ 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(アーGTP)の検査 ハ 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 |
| 46 | トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - |
| 47 | ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ナフタレンによる眼の痛み、流深、眼のかすみ、差明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲 不振、悪心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の他党症状又は自党症状の政往歴の有無の検査(眼の痛み、流深、せき、たん、咽頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 眼の痛み、流深、眼のかすみ、差明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐等の他党症状又は自党症状の有無の検査(眼の痛み、流深、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 48 | ニツケル化合物(これをその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | |
| 49 | ニツケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - ニ ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状のは巨変症状の現住歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| | | 1年 | 胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 50 | ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ■ 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 にアンソコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、肩でリー胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査 五 血圧の測定 六 赤血球数等の赤血球系の血液検査 |

| | 業 務 | 期間 | 項目 |
|----|---|----|---|
| 51 | パラージメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 「アランギナルマシアプバンゼンによるせき、咽頭痛、喘(せい)鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、眼の刺激症状、口で、損尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査の関係所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 下のようでは、「大きないないない。」では、「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない |
| 52 | パラーニトロクロルベンゼン(これをその重量の 五パーセントを超えて含有する製剤その他の物 を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - パラーニトロクロルペンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、労疲感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸不進(したきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の核査 四 頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進(しんきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 53 | 础(い)素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 砒(い)素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症 状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 世き、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔弯性少、孔等の鼻腔(<う)の所見の有無の検査 六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 大 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 54 | 弗(ふっ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 無(ふつ)化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 取、最又は口腔(<う)の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 55 | ベータープロピオラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) - ベータープロピナラウンによるせき、たん、胸痛、体重減必等の他党症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他党症状又は自覚症状の有無の検査 五 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 胸部のエツクス線直接撮影による検査 |
| 56 | ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 57 | ペンタクロルフェ/ール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 作業条件の簡易な調査 作業条件の簡易な調査 作業条件の簡易な調査 作業条件の簡易な調査 作業条件の簡易な調査 能付か息を、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜(し)好、多汗、発熱、心悸亢進(しんきこうしん)、眼の痛み、皮膚強筆(そうよう)感等の他党症状又は自党症状の既住歴の有無の検査 よう)感等の他党症状又は自党症状の既住歴の有無の検査 よう)悪等の他党症状又は自党症状の既は歴の有無の検査 おります。現場、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、 |
| 58 | マゼンタ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |

| | 業務 | 期間 | 項目 |
|----|--|----|---|
| 59 | マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | ─ 業務の経歴の調査 |
| 60 | メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 二 作業条件の簡易な調査 二 作業条件の簡易な調査 当 大チルイソプチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、上気道刺 激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚 症状又は自覚症状の有無の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソプチルケトンの量の測定 |
| 61 | 沃(よう)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 「作業条件の簡易な調査 「大はう)化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 |
| 62 | 溶接ヒューム(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 作業条件の簡易な調査 三 溶接ヒュームによるせき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流凝(えん)、発汗異常、手指の振頭(せん)、書字拙劣、歩行 障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振顫(せん)、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動 障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 五 握力の測定 |
| 63 | リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 6月 | 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 生業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 要煙歴及び喫煙習慣の状況に係る留査 四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困趣、病の刺、激等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み・は肩向刺 激等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 大 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) た 肉部のエックス線直接撮影による検査 |
| 64 | 硫化水素(これをその重量の一パーセントを超 えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造 し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 杭来条件の簡易な調査 三 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の 変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 |
| 65 | 「硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを 起えて含有する製剤その他の物を含む。)を製 造し、又は取り扱う業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 作業条件の簡易な調査 三 硫酸シメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、嗄(か)声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中の蛋(たん)白の有無の検査 |
| 66 | 四ーアミノジフェニル及びその塩 (これらの物をその重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究 のために製造し、又は使用する業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 業務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - に要条件の簡易な調査 - 四ーアミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |
| 67 | 四一二トロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務 | 6月 | - 業務の経歴の調査 - 株務の経歴の調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 作業条件の簡易な調査 - 四ーニトロジフエニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、條(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、修(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、の者色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 |

| | 業 務 | 項目 |
|----|--|--|
| | 次の物を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの |
| 1 | ベンジジン及びその塩 ニ ジクロルベンジジン及びその塩 三 オルトートリジン及びその塩 四 ジアニシジン及びその塩 五 オーラミン 六 パラージメチルアミノアゾベンゼン 七 マゼンタ 八 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含 | に限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路 検査等の画像検査 |
| | 有する製剤その他の物 | |
| 2 | ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん) の細胞診又は気管支鏡検査 |
| | 次の物を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの |
| 3 | ベーターナフチルアミン及びその塩 アルフアーナフチルアミン及びその塩 オルトートルイジン 両 前三号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 | に限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 4 | 塩素化ビフエニル等を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 白血球数の検査 四 肝機能検査 |
| 5 | ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 胸部理学的検査 三 肺換気機能検査 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼(てん)布試験又はヘマトクリント値の測定 |
| 6 | ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支線検査、頭部のエツクス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査 |
| 7 | アクリルアミド(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 二 末梢(しょう)神経に関する神経医学的検査 |
| 8 | アクリロニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | − 作業条件の調査二 血漿(しょう)コリンエステラーゼ活性値の測定三 肝機能検査 |
| 9 | インジウム化合物にれをその重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う 業務 | 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、 血清サーフアクタントブロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰 (かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査 |
| 10 | エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査 |
| 11 | アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 血液中及び尿中の水銀の量の測定 三 視野狭窄(さ)の有無の検査 四 聴力の検査 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮(きつ)抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波 検査 |
| 12 | エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査 骨髄性細胞の算定 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査 |
| 13 | 塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 肝又は脾(ひ)の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダー 三 医師が必要と認める場合はジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエツクス線撮影による検査、肝若しくは脾(ひ)のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査 |
| 14 | 塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | □ 作業条件の調査 □ 朐部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 □ 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 |

| | 業 務 | 項目 |
|----|---|---|
| 15 | オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取 | 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル種 |
| 16 | カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 量の測定 - 作業条件の調査 - 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルフア1-ミクロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エス線直接撮影苦しくは特殊なエツクス線撮影による検査又は喀痰いかたん)の細胞診 - 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 |
| 17 | クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務 | 一作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、エツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影に。 検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査 |
| 18 | 次の物を製造し、又は取り扱う業務 - クロロホルム ニ ー・四ージオキサン 三 前二号に掲げる物をその重量のーパーセントを超えて含有する製剤その他の物 | 作業条件の調査 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビックトランスアミナーゼ(GP) び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査を除く。) 又は腎機能査 |
| 19 | クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもに限る。)医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたの細胞診又は気管支鏡検査 |
| 20 | コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの限る。) 尿中のコバルトの量の測定 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験 |
| 21 | 五酸化パナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う 業務 | - 作業条件の調査 二 視力の検査 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリ セライドの測定又は尿中のパナジウムの量の測定 |
| 22 | コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるに限る。) ニ 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査 |
| 23 | 酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるに限る。)医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査 |
| 24 | 三酸化ニアンチモン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査 |
| 25 | 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 四塩化炭素 二 ー・ニージクロロエタン | 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等 血液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミック サロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックビルビックトランスアミナー PT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペブチダーゼ(γーGTP)の検査を除く。)又は 能検査 |
| 26 | 三・三'一ジクロロー四・四'一ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもに限る。) 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路影検査等の画像検査、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査 |
| 27 | ー・ニージクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取 り扱う業務 | 一作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等、液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間リルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| | ■ 「ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有 する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるも に限る。) |

| 特定化 | 学物質健康診断(第2次健診 業務・項目) | _ |
|-----|--|--|
| | 業務 | 項目 原体长以来上到原理的特殊的 2.4 多数的原理的 |
| 28 | | 二、医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA -19等の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査・血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 29 | ジメチルーニ・エージクロロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ・ 赤 |
| 23 | | る。) 四 白血球数及び白血球分画の検査 五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに 限る。) |
| 30 | ー・ーージメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 肝機能検査 |
| 31 | 臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | ─ 作業条件の調査二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は 脳波検査 |
| 32 | 水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 二 神経医学的検査 三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣(さ)検鏡の検査 |
| 33 | スチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランススラナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(アーGTP)の検査を除く。)、特殊なエツクス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査 |
| 34 | ━・━・□・二・テトラクロロエタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査を除く。) |
| 35 | テトラクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | ー 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による 細胞診の検査、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像 検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオナサロアセチツクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクビルビックトランスアミナーゼ (GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γーGTP)の検査を除く。)又は腎機能検査 |
| 36 | トリクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う 業務 | 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、CA19ー9等の血液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(アーGTP)の検査を除く。)、腎機能検査、特殊なエツクス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査 |
| 37 | トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取 り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエツクス線直接優別による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査 |
| 38 | ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の――ナフト―ル及びニーナフト―ルの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中の――ナフト―ル及びニーナフト―ルの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) |
| 39 | ニッケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、尿中の二ツケルの量の測定、胸部のエツクス線直接撮影者しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、皮膚貼(てん)布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔(くう)の耳鼻科学的検査 |

| | 業 務 | 項目 |
|----|---|---|
| | ニツケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるもの |
| 40 | (こ首有9 の製削での他の物を含む。)を製造し、又は4以9放 う業務 | に限る。) 二 肺検気機能検査 三 肺部理学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニツケルの量の測定 |
| 41 | ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 三 心電図検査 四 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査 |
| 42 | パラーニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三 尿中の潜血検査 四 肝機能検査 五 神経医学的検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラーアミノフェノールの量の測定 又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキンアミン、アミノフエノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定 |
| 43 | 砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、尿中の砒(ひ)素化合物(砒(ひ)酸、亜砒(ひ)酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査 |
| 44 | 期(ふつ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤この他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 - 作業条件の調査 - 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 - 病血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエツクス線撮影による検査、尿中の弗(ふっ)素の量の測定又は血液中の酸性ホスフアターゼ若しくはカルシウムの量の測定 |
| 45 | ベータープロピオクラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査 |
| 46 | ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 血液像その他の血液に関する精密検査 三 神経医学的検査 |
| 47 | ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩 (これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製 剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエツクス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフェノールの量の測定 |
| 48 | マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | |
| 49 | メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 作業条件の調査 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査 |
| 50 | 放/素板 沃(よう)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含 有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業 森 | 一 作業条件の調査二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査 |
| 51 | 溶接ヒューム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエツクス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定 |
| 52 | リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務 | ─ 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シア ル化糖鏡抗原に —6の量の測定若しくは血清サーフアクタントプロテインD(血清SP — D)の 検査等の血液生化学検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査 |
| | 硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | ─ 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 |

| 17 / | 10 丁物具健保护的(第40 健龄 未物 境口) | |
|------|---|---|
| | 業務 | 項目 |
| 54 | 硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | - 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直接撮影による検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査 |
| 55 | 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四一アミノジフエニル及びその塩 二 四一ニトロジフエニル及びその塩 三 前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 | 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造 影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の |

別紙4

一般健康診断検査項目

| 一般健康診断核 | <u>食宜項目</u> | | | | | | <i>λ</i> ηνιμ4 |
|-------------------------|-----------------------|---------------|------------------|---------------|---------------|------------------|---|
| 検査項目 | 検査内容 | 定期 | ①' 特定業務 従事 | ② 雇入時 | ③ 附属学校 | ④ 海外派遣 労働者 | 備考 |
| 既往歴及び 業務歴の調査 | 喫煙歴及び | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 自覚症状及び 他覚症状有無の検査 | 服薬歴の聴取徹底 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自覚する事項を中心に聴取。他覚症状は、本人の訴え及び問視診等による医師の判断による。 |
| 身 長 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 肥満度指数(BMI)を算出するために必要。 20歳以上は医師の判断で他の方法で把握するこ |
| 体 重 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | とができる場合省略可。 |
| 腹 囲 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 視 力 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 聴 力 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1000Hz, 4000Hzの純音使用のオージオメーターによる 検査を実施。 |
| 胸部エックス線検査 | 直接撮影 | 0 | $\triangle 1$ | 0 | 0 | 0 | △1特定業務従事者は年1回 |
| 喀痰検査 | 喀痰検査 | $\triangle 2$ | _ | $\triangle 2$ | $\triangle 2$ | $\triangle 2$ | △2 胸部エックス線検査によって疾病の発見された い者、結核発病のおそれのない者は省略可 |
| 血圧検査 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 尿検査 | 糖•蛋白 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 貧血検査 | 血色素量(Hb) 赤血球数(RBC) | 0 | ∆3 | 0 | 0 | 0 | |
| | GOT | 0 | ∆3 | 0 | 0 | 0 | |
| 肝臓機能検査 | GPT | 0 | ∆3 | 0 | 0 | 0 | |
| | γ -GTP | 0 | $\triangle 3$ | 0 | 0 | 0 | |
| | HDLコレステロール | 0 | $\triangle 3$ | 0 | 0 | 0 | △3 診察医の判断により検査項目の省略 |
| 血中脂質 | LDLコレステロール | 0 | ∆3 | 0 | 0 | 0 | |
| | 中性脂肪(TG) | 0 | $\triangle 3$ | 0 | 0 | 0 | |
| £ 15 10 ± | 空腹時血糖 | 0 | $\triangle 3$ | 0 | 0 | 0 | |
| 血糖検査 | HbA1c(食後) | 0 | ∆3 | 0 | 0 | 0 | |
| 면고 146 461 1 | 血清クレアチニン検査 | 40歩01 | _ | | 40場以上 | I. | |
| 腎機能検査 | eGFR | 40歳以上 | _ | | 40歳以上 | • | |
| 心電図検査 | 安静時標準12誘導 | 0 | _ | 0 | 0 | 0 | |
| 腹部超音波検査 | | _ | _ | _ | _ | 0 | |
| 胃部エックス線検査 | | _ | _ | _ | 40歳以上 | 0 | 「田如子、カッケウム本】にに中でおきが、 |
| 血中尿酸量検査 | | _ | _ | _ | _ | 0 | 【胃部エックス線検査】妊娠中の者を除く 【海外派遣労働者の健康診断】 |
| 型肝炎ウイルス抗体検査 | | _ | _ | _ | _ | 0 | 6月以上の派遣者が対象 左記の検査については、医師が必要と認める場合 |
| 直液型(ABO式,Rh式) | | _ | _ | _ | _ | 派遣前 | に限り実施。 |
| 糞便塗抹検査 | | _ | _ | _ | _ | 派遣後 | |

- ① 定期健康診断は労働安全衛生規則第44条による
- ② 雇入時健康診断は労働安全衛生規則第43条による
- ③ 附属学校職員は労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法施行規則第13条による
- ④ 海外派遣労働者の健康診断は受診日から6月以内のものであれば、その検査項目を満たす結果票の提出で代替可

別紙5

<定期健康診断(特定業務従事者(別紙2)の健康診断を含む)>

| 令和6年度 | 上半期 (定期・特定業務・特殊) | 下半期 (特定業務・特殊) | 受付時間 | 健診会場 | | | |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------------------|--|--|--|
| 千原事業場 | 6月17日(月)~21日(金) | 12月2日 (月)・3日 (火) | 8:30~11:00 | 全保連ステーション (3階大学会館) | | | |
| 上原事業場 (医学部·病院等) | 6月4(火)〜11日(火) (土日を除く) | 12月4日 (水)〜10日 (火) (土日を除く) | 8:00~11:30 13:00~15:00 | 医学部管理棟 3階大会議室 | | | |
| 令和7年度 | 上半期 (定期・特定業務・特殊) | 下半期 (特定業務・特殊) | 受付時間 | 健診会場 | | | |
| 千原事業場 | 6月16日(月)~20日(金) | 12月1日(月)・2日(火) | 8:30~11:00 | 全保連ステーション (3階大学会館) | | | |
| 西普天間事業場 (医学部·病院等) | 6月4日(水)~6月11日(水) (土日を除く) | 12月3日(水)~12月9日(火) (土日を除く) | 8:00~11:30 13:00~15:00 | 未定 | | | |

<特殊健康診断等>6月ごとに1回実施

| 1137/1/DEMOVED FOL 13 | > 0/1CC: ID // IB | |
|-----------------------|-------------------|--------------------------|
| 有機溶剤等健康診断 | 有機溶剤等取扱業務従事者 | |
| 特定化学物質健康診断 | 特定化学物質取扱業務従事者 | |
| 高気圧業務健康診断 | 高気圧業務従事者 | 定期健康診断と同時期・同会場にて |
| 電離放射線健康診断 | 放射線業務従事者 | 実施 *歯科健康診断は学外歯科医院にて実施 |
| 歯科健康診断 | 有害物質(酸)取扱業務従事者 | 日程は別途調整します。 |
| 騒音作業健康診断 | 騒音作業業務従事者 | |
| 振動業務健康診断 | 振動業務従事者(チェーンソー等) | |

随時実施健康診断(委託健診機関)

| 雇入時の健康診断 | 新規に採用される職員(採用前~試用期間中に受診) | | |
|--------------|------------------------------|--|--|
| 海外派遣労働者の健康診断 | 海外業務に6月以上派遣される職員 (※派遣前及び派遣後) | | |
| 未受診者の健康診断 | 定期健康診断実施時に不在であった職員 | | |

令和6年度及び令和7年度 琉球大学学生特殊健康診断等実施要項

1. 対

全学生(学部、大学院、専攻科、研究生等)のうち特定業務及び特殊業務に該当する 実験等を行っている学生(調査を実施して把握予定)。

受診予定者数 約100人(上半期、下半期 各50人)

2.期

- ①一年度内に2回実施される職員の出張健康診断の際に実施する。
- ②授業等で必要のある場合は、随時健診機関と調整する。

3. 場 所

①本学にて実施。

ネテにて実施。 令和6年 千原及び上原キャンパス 令和7年 千原及び西普天間キャンパス

②健診期間にて受診。

4. 診断項目及び実施方法

(1)項目

労働安全衛生法に基づく(別表 学生特定業務従事及び学生特殊健康診断検査項目一覧 のとおり)。

(2) 実施方法

- ①大学が受診者の検査項目等の情報を健診機関と調整し、取りまとめの上、期限まで に提出する。
- ②受託機関は健診1週間前までに学生個人の問診票を作成し、保健管理センターへ持 参すること。
- ③健診当日及び報告は職員健康診断実施要項に同じ。ただし、当日の受付は、本学保 健管理センター保健師及び学生支援課学生係職員により行う。

5. 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は各所属学部・研究 科等に分け、保健管理センターへ提出すること。

6. その他

- (1) 健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の 目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。
- (2) この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託 機関が協議の上、定めるものとする。

7. 担 当

学生部学生支援課学生係

TEL: 098-895-8127 FAX: 098-895-8128 e-mail : gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp

令和6年度 学生特殊健康診断等実施要項

- **1. 対 象** 全学生(学部、大学院、専攻科、研究生等) 受診予定者数 約 100 人(上半期、下半期 各 50 人)
- 2. 期 間 特定業務従業者の健康診断及び特殊健康診断(以下「特殊健康診断等」という。)

上半期: 令和6年6月17日(月)~令和6年6月21日(金)(土口除く) 下半期: 令和6年12月2日(月)~令和6年12月3日(火) ※ 詳細は、別紙「令和6年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧」の とおり

- 3. 場 所 別紙「令和6年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧」のとおり
- 4. 診断項目及び実施方法

項目: 仕様書、検査項目表等(参考資料)のとおり

日時:上半期 令和6年6月17日(月)~令和6年6月21日(金)(土日除く)

下半期 令和6年12月2日(月)~令和6年12月3日(火)

場所:別紙「令和6年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧」のとおり

5.そ の 他 上記の受付・諸検査業務補助には、保健管理センター職員及び学生支援課 学生係職員が対応する。

令和6年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)は、職員定期健康診断と同時期・同場所にて実施(ただし、歯科検診は、別途調整する)。

| | 対象部局等 | | 実施期日 | 受付時間 | 場所 |
|-----|--|-------|---|--|------------------|
| 千原 | 人文社会学部 国際地域創造学部 教育学部、理学部 工学部、農学部 人文社会科学研究科 | 6 月 期 | ・6 月 17 日(月)~ 6 月 21 日(金) (土日除く) | 830~1100 | 大学会館3階 |
| 事業場 | 地域共創研究科 教育学研究科 理工学研究科 農学研究科 法務研究科 共同利用施設等 | 12 月期 | ・12月2日(月)~ 12月3日(火) | 830~1100 | 特別会議室(全保連ステーション) |
| 上原事 | 医学部医学研究科 | 6 月期 | ・6 月 4 日(火) ~ 6 月 11 日(火) (土日除く) | 午前 8:30~11:30 午後 13:00~ 15:00 | 医学部管理棟 |
| 業場 | 保健学研究科 | 12 月期 | ・12 月 4 日(水)~ 12 月 10 日(火) (土日除く) | 午前 8:30~11:30 午後 13:00~ 15:00 | 3 階大会議室 |

| 有 | 機 | 溶 | 斉 | 1 لا | 建 | 康 | 診 | 断 | 有 | 機溶 | 剤 | 等取 | 扱う | 美殺 | 従事 | 者 |
|----|----|-----|----|------|---|----|----|---|---|----|----|----|-----|----|----|---|
| 特! | 定ᅦ | 」。学 | 物 | 質 | 等 | 健厚 | ₹診 | 断 | 特 | 定化 | 二学 | 物質 | 質 取 | 扱 | 従事 | 者 |
| 高 | 気 | 圧 | 業 | 務 | 健 | 康 | 診 | 断 | 高 | 気 | 圧 | 業 | 務 | 従 | 事 | 者 |
| 電 | 離 | 放 | 射 | 線 | 健 | 康 | 診 | 断 | 放 | 射 | 線 | 業 | 務 | 従 | 事 | 者 |
| 歯 | 科图 | 医師 | iに | ょ | る | 健身 | €診 | 断 | 有 | 害物 | 勿質 | 取扣 | 及業 | 務 | 従事 | 者 |

特定業務従事者健診と同時期・ 同場所にて実施(歯科検診は別 途調整)

令和 6 年度及び令和 7 年度 琉球大学病院職員抗体検査実施要項

1 対 象

琉球大学病院の新規採用職員のうち、患者に直接関わる業務を行っている職員 約120人(令和5年度実績)

2 期 間

令和6年6月1日~令和8年5月31日

3 場 所

健康診断委託機関で受検する(職員健康診断受診に合わせて受診。受診票持参)。

4 検査項目及び検査法

| | 検 査 項 目 | 検査法 |
|---|---------|----------|
| 1 | IID- 拉体 | CLIA または |
| 1 | HBs 抗体 | CLEIA |

5 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は上原キャンパス事務部総務課 労務・職員係へ提出する。

6 検査結果報告

- (1) 検査結果は、封書及び本学指定の形式により上原キャンパス事務部総務課労務・職員係へ提出する。
 - ① 個人結果通知書
 - ② 検査結果一覧表
 - ③ 電子データ(CSV または Excel 形式にて CD-R に保存)
- (2) 検査結果は、3月受診分までは4月14日までに提出すること。
 - 4月以降の受診分については、当該職員受診後2週間以内に提出すること。
 - ※ 3月受診分について、4月の1週目までに検査結果を報告いただくと、研修医へのワクチン接種が早めにできるため検討をお願いします。

7 そ の 他

- (1) 健康診断委託機関及び委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。
- (2) この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託機関が協議のうえ定めるものとする。

8 担 当 上原キャンパス事務部総務課労務・職員係

TEL:098-895-1012 FAX:098-895-1090

E-mail:byssyoku@acs.u-ryukyu.ac.jp

一般健康診断(雇入時・定期)

検査項目表

雇入時健康診断

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|----|----------------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 診察(医師による) | | | |
| 2 | 身長・体重 | | | |
| 3 | 視力検査 | | | |
| 4 | 聴力検査(2周波) | | | |
| 5 | 胸部×線(直接) | | | |
| 6 | 血圧測定 | 437 | | |
| 7 | 貧血検査 (Hb·RBC) | | | |
| 8 | 肝機能検査 (GOT·GPT·γ-GTP) | | | |
| 9 | 血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG) | | | |
| 10 | 尿検査 (糖・蛋白) | | | |
| 11 | 心電図検査(12誘導) | | | |
| 12 | 腹囲 | | | |
| 13 | 血糖検査(BS)空腹時 | 399 | | |
| 14 | 血糖検査(HbA1 c) 食後 | 22 | | |
| 15 | 血清クレアチニン検査・eGFR | 122 | | |
| | | | 合計 | |

定期健康診断

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|----|----------------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 診察(医師による) | | | |
| 2 | 身長・体重 | | | |
| 3 | 視力検査 | | | |
| 4 | 聴力検査(2周波) | | | |
| 5 | 胸部×線(直接) | | | |
| 6 | 血圧測定 | 3, 649 | | |
| 7 | 貧血検査 (Hb·RBC) | | | |
| 8 | 肝機能検査 (GOT·GPT·γ-GTP) | | | |
| 9 | 血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG) | | | |
| 10 | 尿検査 (糖・蛋白) | | | |
| 11 | 心電図検査(12誘導) | | | |
| 12 | 血糖検査(BS)空腹時 | 2, 245 | | |
| 13 | 血糖検査(HbA1 c)食後 | 844 | | |
| 14 | 腹囲 | 3, 584 | | |
| 15 | 血清クレアチニン検査・eGFR | 1, 787 | | |
| | | | 合計 | |

特定業務従事者(省略あり)

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|-----------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 診察(医師による) | | | |
| 2 | 身長 | | | |
| 3 | 体重 | | | |
| 4 | 腹囲 | | | |
| 5 | 視力検査 | 1, 446 | | |
| 6 | 聴力検査(2周波) | | | |
| 7 | 血圧測定 | | | |
| 8 | 尿検査(糖) | | | |
| 9 | 尿検査(蛋白) | | | |

医師の判断で省略可能

| 10 | 心電図検査(12誘導) | 190 | | |
|----|----------------------------------|-----|----|--|
| 11 | 貧血検査 (RBC) | 399 | | |
| 12 | 貧血検査 (Hb) | 399 | | |
| 13 | 肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP) | 407 | | |
| 14 | 血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG) | 498 | | |
| 15 | ※血糖検査(BS)空腹時 | 206 | | |
| 16 | ※血糖検査(HbA1 c) 食後 | 169 | | |
| | | | 合計 | |

その他追加項目

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|----|--|-----------|---------------|--------------|
| 17 | 胸部×線(直接) | 0 | | |
| 18 | 喀痰検査 | 0 | | |
| 19 | 血清クレアチニン検査(40歳未満の者を除く) | 0 | | |
| 20 | eGFR(40歳未満の者を除く) | 0 | | |
| 21 | 胃部レントゲン検査(間接) | 0 | | |
| 22 | 腹部超音波検査 | 0 | | |
| 23 | 血中尿酸量検査 | 0 | | |
| 24 | HBs抗体価検査 [CLEIA (化学発光酵素免疫測定) 法又はCLIA (化学発光免疫測定) 法] | 183 | | |
| 25 | ウイルス抗体価検査(麻疹・風疹・ムンプス・水痘 [EIA(酵素抗体測定)法] | 0 | | |
| 26 | 血液型(ABO式及びRh式) | 0 | | |
| 27 | 寄生虫検査(塗抹) | 0 | | |
| | | | 수計 | |

特殊健康診断 高気圧業務健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|-------------|--|-----------|---------------|--------------|
| 1 第一次 | / 検査 | | | |
| ①既: | 往歴および高気圧業務歴の調査 | | | |
| |]節、腰若しくは下肢しの痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状 無の検査 | | | |
| ③四/ | 限の運動機能の検査 | 32 | | |
| ④鼓! | 膜及び聴力の検査 | | | |
| ⑤血 | I圧の測定並びに尿中の糖および蛋白の有無の検査 | | | |
| ⑥肺 : | 活量 | | | |
| 2 第二次 | 検査(※医師が必要と認めた場合に実施) | | | |
| ①作 | 作業条件検査 | | | |
| ② 脂 | 市換気機能検査 | 0 | | |
| 3/1 | 心電図検査 | | | |
| 4間 | 間接部のエックス線直接撮影による検査 | | | |
| | | | 合計 | |

特殊健康診断 電離放射線健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|---|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 電離A | | | |
| | ①被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに 関する事項)の調査及びその評価 | | | |
| | ②白血球数及び白血球百分率の検査 | 1, 004 | | |
| | ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 | | | |
| | ④白内障に関する眼の検査 | | | |
| | ⑤皮膚の検査 | | | |
| 2 | 電離B(医師が必要でないと認めるとき省略) | 1 | | |
| | ①被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに 関する事項)の調査及びその評価 | | | |
| | | | 合計 | |

特殊健康診断 有機溶剤健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|-------------|------------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 有機則による基本項目(必ず実施すべきもの) | | | |
| | ①業務歴 | | | |
| | ②既往歷 | 147 | | |
| | ③自覚・他覚症状 | | | |
| | ④尿蛋白 | | | |
| | ⑤*尿中の有機溶剤の代謝物量の検査 | | | |
| * 有機 | 溶剤の種類に応じ実施する検査項目 (参考表あり) | | | |
| 1 | 1一⑤尿中代謝物量の検査 | | | |
| • | 尿中代謝物検査(メチル馬尿酸) | 60 | | |
| | 尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド) | 5 | | |
| | 尿中代謝物検査(トリクロル酢酸) | 0 | | |
| | 尿中代謝物検査(馬尿酸) | 3 | | |
| • | 尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン) | 11 | | |
| 2 | 肝機能検査(GOT・GPT・γGTP) | 5 | | |
| | 肝機能検査(TP) | 0 | | |
| • | 肝機能検査 (BIL) | 0 | | |
| | 肝機能検査(ALP) | 0 | | |
| | 肝機能検査 (LDH) | 0 | | |
| 3−1 | 血液検査(Hb·RBC) | 0 | | |
| 3 -2 | 血液検査(Hb·RBC) | 0 | | |
| 4 | 眼底検査 | 0 | | |
| 医師か | ・ 必要と判断した場合に実施しなければならない項目 | | • | |
| 1 | 作業条件の調査 | 0 | | |
| 2 | 貧血検査 | 0 | | |
| 3 | 肝機能検査 | 0 | | |
| 4 | 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 | 0 | | |
| 5 | 神経内科学的検査 | 0 | | |
| | | 1 | 슴計 | |

特殊健康診断 特定化学物質健康診断

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|----|--|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 特化則による基本項目 (必ず実施すべきもの) ①業務の経歴 ②既往歴の有無 ③自覚・他覚症状の有無 | 62 | | |
| 2 | (3) 自見・他見近仏の有無 作業条件 | 62 | | |
| 3 | 皮膚所見の有無 | 55 | | |
| 4 | 鼻腔の所見の有無 | 5 | | |
| 5 | カドミウム黄色環の有無 | 0 | | |
| 6 | 肝又は脾の腫大の有無 | 0 | | |
| 7 | 握力 | 0 | | |
| 8 | 血圧 | 0 | | |
| 9 | 肺活量 | 0 | | |
| 10 | 胸部×線直接撮影 | 1 | | |
| 11 | 尿蛋白 | 0 | | |
| 12 | 尿糖 | 0 | | |
| 13 | 尿中ウロビリノーゲン | 0 | | |
| 14 | 尿潜血 | 0 | | |
| 15 | 尿沈渣 | 0 | | |
| 16 | 尿中代謝物(マンデル酸) | 0 | | |
| 17 | 尿中代謝物 (トリクロロ酢酸) | 0 | | |
| 18 | 尿中代謝物 (総三塩化物) | 0 | | |
| 19 | 赤血球 | 0 | | |
| 20 | 白血球数 | 0 | | |
| 21 | GOT、GPT、ALP等肝機能検査 | 40 | | |
| 22 | 血清インジウム | 0 | | |
| 23 | 血清 K L 一 6 | 0 | | |
| | マンデル酸+フェリルグリオキシル酸の総量 | 0 | | |
| 25 | 白血球分画 | 0 | | |
| 26 | 尿中β2ーミクログロブリンの量 | 0 | | |
| 27 | 血液中カドミウムの量 | 0 | | |
| | <u> </u> | | 合計 | |

特殊健康診断 騒音作業健康診断

| | 検 査 項 目 | 予定件数 (2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|--|---------------|---------------|--------------|
| 1 | 定期健康診断・雇入時および離職時等に実施 | | | |
| | 1. 既往歴・業務歴の調査 | | | |
| | 2. 自覚症状及び他覚所見の有無の検査 | 13 | | |
| | 3.オージオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・8000Hz) | 10 | | |
| | | | 合計 | |

学生 特定業務従事者

検査項目表

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|------------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 診察(医師による) | | | |
| 2 | 身長 | | | |
| 3 | 体重 | | | |
| 4 | 腹囲 | | | |
| 5 | 視力検査 | 100 | | |
| 6 | 聴力検査 (2周波) | | | |
| 7 | 血圧測定 | | | |
| 8 | 尿検査(糖) | | | |
| 9 | 尿検査 (蛋白) | | | |

医師の判断で省略可能

| 10 | 心電図検査(12誘導) | 100 | | |
|----|----------------------------------|-----|----|--|
| 11 | 貧血検査 (RBC) | 100 | | |
| 12 | 貧血検査 (Hb) | 100 | | |
| 13 | 肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP) | 100 | | |
| 14 | 血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG) | 100 | | |
| 15 | ※血糖検査(BS)空腹時 | 100 | | |
| 16 | ※血糖検査(HbA1 c) 食後 | 19 | | |
| | | | 合計 | |

その他追加項目

| | 検 査 項 目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|------------------|----------------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 17 胸部×線(直接) | | 67 | | |
| 18 喀痰検査 | | 0 | | |
| 19 血清クレアチニン様 | 査(40歳未満の者を除く) | 0 | | |
| 20 eGFR (40歳未満の者 | を除く) | 0 | | |
| 21 胃部レントゲン検査 | (間接) | 0 | | |
| 22 腹部超音波検査 | | 0 | | |
| 23 血中尿酸量検査 | | 0 | | |
| 24 HBs抗体価検査 [CLE | A(化学発光酵素免疫測定)法又はCLIA(化学発光免疫測定)法] | 0 | | |
| 25 ウイルス抗体価検査 | (麻疹・風疹・ムンプス・水痘 [EIA(酵素抗体測定)法] | 0 | | |
| 26 血液型(ABO式及び | th式) | 0 | | |
| 27 寄生虫検査 (塗抹) | | 0 | | |
| • | | | 合計 | |

学生 特殊健康診断 高気圧業務健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|---|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 第一次検査 | | | |
| | ①既往歴および高気圧業務歴の調査 | | | |
| | ②関節、腰若しくは下肢しの痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状 の有無の検査 | | | |
| | ③四肢の運動機能の検査 | 55 | | |
| | ④鼓膜及び聴力の検査 | | | |
| | ⑤血圧の測定並びに尿中の糖および蛋白の有無の検査 | | | |
| | ⑥肺活量 | | | |
| 2 | 第二次検査(※医師が必要と認めた場合に実施) | | | |
| | ①作業条件検査 | | | |
| | ②肺換気機能検査 | 0 | | |
| | ③心電図検査 | | | |
| | ④間接部のエックス線直接撮影による検査 | | | |
| | | | 合計 | |

学生 特殊健康診断 電離放射線健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|---|---|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 電離A | | | |
| | ①被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価 | | | |
| | ②白血球数及び白血球百分率の検査 | 22 | | |
| | ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 | | | |
| | ④白内障に関する眼の検査 | | | |
| | ⑤皮膚の検査 | | | |
| 2 | 電離B(医師が必要でないと認めるとき省略) | | | |
| | ①被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内 容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による 被ばくに関する事項)の調査及びその評価 | 0 | | |
| | | | 合計 | |

学生 特殊健康診断 有機溶剤健康診断

| | 検査項目 | 予定件数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|------|--------------------------|-----------|---------------|--------------|
| 1 | 有機則による基本項目(必ず実施すべきもの) | | | |
| | ①業務歴 | | | |
| | ②既往歷 | 85 | | |
| | ③自覚・他覚症状 | | | |
| | ④尿蛋白 | | | |
| | ⑤*尿中の有機溶剤の代謝物量の検査 | | | |
| * 有機 | 幾溶剤の種類に応じ実施する検査項目(参考表あり) | | | |
| D | 1-⑤尿中代謝物量の検査 | | | |
| • | 尿中代謝物検査(メチル馬尿酸) | 3 | | |
| | 尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド) | 2 | | |
| | 尿中代謝物検査(トリクロル酢酸) | 0 | | |
| • | 尿中代謝物検査(馬尿酸) | 5 | | |
| | 尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン) | 14 | | |
| 2 | 肝機能検査(GOT·GPT·γGTP) | 2 | | |
| | 肝機能検査 (TP) | 0 | | |
| | 肝機能検査(BIL) | 0 | | |
| | 肝機能検査 (ALP) | 0 | | |
| | 肝機能検査 (LDH) | 0 | | |
| 3)–1 | 血液検査(Hb·RBC) | 0 | | |
| 3)–2 | 血液検査(Hb·RBC) | 0 | | |
| 4) | 眼底検査 | 0 | | |
| 医師力 | が必要と判断した場合に実施しなければならない項目 | | | |
| 1 | 作業条件の調査 | 0 | | |
| 2 | 貧血検査 | 0 | | |
| 3 | 肝機能検査 | 0 | | |
| 4 | 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 | 0 | | |
| 5 | 神経内科学的検査 | 0 | | |
| | | • | 合計 | |

学生 特殊健康診断 特定化学物質健康診断

| 数(2年分) | 単価(円) (税抜) | 計(円) (税抜) |
|--------|---------------|--------------|
| 45 | NA NO. | N. C. C. |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 3 | | |
| 3 | | |
| 27 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| 0 | | |
| | | |

学生特定業務従事及び特殊健康診断 検査項目一覧(実績)

| | 検査項目 | R5実績 | R4実績 | 備考 |
|-----------|--|------|------|--|
| | 診察 | 50 | | ※ 4月の学生定期健診を受 |
| | 身長 | 50 | 50 | 診した学生は、重複する検 |
| | 体重 | 50 | 50 | 査項目を省略できる。(6 月期のみ) |
| 特 | 視力 | 50 | 50 | ()] |
| 定 | 聴力 | 50 | 50 | |
| 業 | 血圧 | 50 | 50 | |
| 務 | 尿蛋白 | 50 | 49 | |
| 従事 | 尿糖 | 50 | 49 | |
| 者 | 肝機能,GOT他 | 50 | 50 | |
| 健 | 血中脂質,HDL他 | 50 | 50 | |
| 康 | 貧血検査(Hb·RBC) | 50 | 50 | |
| 診 | 血糖 | 50 | 50 | |
| 断 | HbA1c | 11 | 8 | |
| | 心電図 | 49 | 50 | |
| | 胸部 X 線(直接) | 32 | 35 | |
| | 喀痰検査 | 0 | 0 | |
| 電離放射線健康診断 | 【電離放射線業務】は、診察・白血球数・白血球百分率・赤血球数・ヘモグ ロジン・ヘマトクリットの項目がセット。 | 9 | 13 | |
| 高気圧業務健康診断 | 【高気圧業務】は、診察・聴力・肺活量・尿糖・尿蛋白の項目がセット。 | 28 | 27 | |

学生特定業務従事及び特殊健康診断 検査項目一覧 (実績)

| | 検査項目 | R5実績 | R4実績 | 備考 |
|----|----------------------------|------|------|----|
| | 診察 | 22 | 23 | |
| | 握力 | 0 | 0 | |
| | 血圧 | 0 | 0 | |
| | 肺活量 | 0 | 0 | |
| | 胸部 X 線(直接) | 0 | 0 | |
| 特定 | 尿蛋白 | 0 | 0 | |
| 化 | 尿糖 | 0 | 0 | |
| 学 | 尿中ウロピリ | 0 | 0 | |
| 物 | 尿潜血 | 0 | 0 | |
| 質 | 尿沈査 | 0 | 0 | |
| 健康 | 尿中代謝物(マンデル酸) | 0 | 0 | |
| 診 | 尿中代謝物(トリクロロ酢酸) | 0 | 0 | |
| 断 | 尿中代謝物(総三塩化物) | 0 | 0 | |
| | 赤血球数 | 0 | 3 | |
| | 白血球数 | 0 | 3 | |
| | GOT、GPT、ALP等肝機能検査 | 13 | 14 | |
| | 血清インジウム | 0 | 0 | |
| | 血清KL-6 | 0 | 0 | |
| 有 | 診察 | 43 | 42 | |
| 機 | (有)尿中代謝物検査(メチル馬尿酸) | 2 | 1 | |
| 溶 | (有)尿中代謝物検査(Nメチルホルムアミド) | 1 | 1 | |
| 剤 | (有) 尿中代謝物検査(トリクロル酢酸・総三塩化物) | 0 | 0 | |
| 等 | (有) 尿中代謝物検査(馬尿酸) | 3 | 2 | |
| 健康 | (有) 尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン) | 7 | 7 | |
| 診 | 肝機能(GOT・GPT・γ-GTP) | 1 | 1 | |
| 断 | 貧血検査(H b · RBC) | 0 | 0 | |
| | 眼底検査 | 0 | 0 | |

学生特定業務従事及び特殊健康診断 検査項目一覧

| | 検査項目 | R6受診予定件数 | 備考 |
|-----------|---|----------|----------------------------------|
| | 診察 | 50 | ※令和6年度の受診予定件数 |
| | 身長 | 50 | は、令和4年度及び令和5年度 の各実績の最大値を取ってい |
| | 体重 | 50 | ます。 |
| 特 | 視力 | 50 | |
| 定 | 聴力 | 50 | ※「予定件数 1」について⇒ 「予定件数 0」にすると実際 |
| 業 | 血圧 | 50 | に受診が必要な学生がでた場 |
| 務 | 尿蛋白 | 50 | 合、契約内容と異なる等の理 |
| 従事 | 尿糖 | 50 | 由で受診できなくなるのを防 ぐため。 |
| 者 | 肝機能,GOT他 | 50 | \ /c@/ ₀ |
| 健 | 血中脂質,HDL他 | 50 | |
| 康 | 貧血検査(Hb·RBC) | 50 | |
| 診 | 血糖 | 50 | |
| 断 | HbA1c | 11 | |
| | 心電図 | 50 | |
| | 胸部 X 線(直接) | 35 | |
| | 喀痰検査 | 1 | |
| 電離放射線健康診断 | 【電離放射線業務】は、診察・白血球数・白血球百分率・赤血球数・ヘモグロピン・ヘマトクリットの項目がセット。 | 13 | |
| 高気圧業務健康診断 | 【高気圧業務】は、診察・聴力・肺活量・尿糖・尿蛋白 の項目がセット。 | 28 | |

学生特定業務従事及び特殊健康診断 検査項目一覧

| | 検査項目 | R6受診予定件数 | 備考 |
|----|----------------------------|----------|----|
| | 診察 | 23 | |
| | 握力 | 1 | |
| | 血圧 | 1 | |
| | 肺活量 | 1 | |
| 特 | 胸部 X 線(直接) | 1 | |
| 定 | 尿蛋白 尿糖 | 1 | |
| 化 | 水糖 尿中ウロビリ | 1 | |
| 学 | 尿潜血 | 1 | |
| 物 | 尿沈査 | 1 | |
| 質 | 尿中代謝物(マンデル酸) | 1 | |
| 健康 | 尿中代謝物(トリクロロ酢酸) | 1 | |
| 診 | 尿中代謝物(総三塩化物) | 1 | |
| 断 | 赤血球数 | 3 | |
| | 白血球数 | 3 | |
| | GOT、GPT、ALP等肝機能検査 | 14 | |
| | 血清インジウム | 1 | |
| | 血清KL-6 | 1 | |
| _ | 診察 | 43 | |
| 有 | (有) 尿中代謝物検査 (メチル馬尿酸) | 2 | |
| 機溶 | (有)尿中代謝物検査(Nメチルホルムアミド) | 1 | |
| 剤 | (有) 尿中代謝物検査(トリクロル酢酸・総三塩化物) | 1 | |
| 等 | (有) 尿中代謝物検査 (馬尿酸) | 3 | |
| 健 | (有) 尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン) | 7 | |
| 康診 | 肝機能(GOT・GPT・γ-GTP) | 1 | |
| 断 | 貧血検査(H b ・RBC) | 1 | |
| | 眼底 検査 | 1 | |